

上富良野町福祉バス運行要綱

(昭和 62 年 7 月 20 日決定)

(昭和 63 年 4 月 1 日決定)

(平成 13 年 3 月 30 日決定)

(平成 22 年 6 月 11 日決定)

(平成 28 年 3 月 3 日決定)

(平成 29 年 2 月 17 日決定)

(令和 6 年 7 月 25 日決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、上富良野町福祉バス（以下「福祉バス」という。）を運行することにより、本町に居住する老人、児童及び障害者等の自発的福祉活動又は社会参加の推進を図り、本町の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(利用の対象者)

第 2 条 福祉バスを利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 上富良野町老人クラブ連合会及び上富良野町老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ
- (2) 高齢者（おおむね 60 歳以上の者）で組織し、保健福祉活動を目的としている団体
- (3) 子育て支援活動を目的とする団体
- (4) 身体障害、知的障害又は精神障害を有する者及びその家族等で構成する団体
- (5) 地域福祉活動を目的とするボランティア活動団体
- (6) その他保健福祉活動を目的とする団体
- (7) 第 1 号から前号までに定めるもののほか、町長が特に認めるもの

(対象の活動等)

第 3 条 福祉バスの対象の活動等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 視察研修、福祉大会等への参加
- (2) 健康づくり、レクリエーション、地域福祉活動
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、住民の福祉向上のために町長が特に必要と認めるもの

(利用制限)

第 4 条 福祉バスの利用範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1 日の走行距離は、おおむね 300 キロメートル以内とし、1 日の運行時間を 8 時間までとする。ただし、連続運転時間は 4 時間を超えないものとする。
- (2) 町内を目的地とする運行にあってはおおむね 15 名以上の運行人員とする。
- (3) 富良野圏域市町村又は美瑛町を目的地とする運行（第 2 号に該当する運行を除く）にあっては日帰り運行で、かつ、おおむね 20 名以上の運行人員とし、一団体年 2 回を限度とする。

(4) 第2号及び第3号に該当しない運行は、日帰り又は1泊2日（町長が特に必要と認めた場合は2泊3日）運行で、かつ、おおむね25名以上の運行人員とし、一団体年2回を限度とする。

2 前項第2号から第4号に定める運行人員について、特に認められる事情がある場合はこの限りではない。ただし、最小の運行人員は10人とする。

3 第1項第3号及び第4号に定める利用制限を超えた使用をするときは、特に認められる事情がある場合は、1団体につき年1回の利用を認める。

(運行の手続き)

第5条 福祉バスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、運行を希望する日の10日前までに、上富良野町福祉バス利用申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の利用申請は、第2条第1号から第6号に掲げる団体については使用の6か月前から、同条第7号に掲げる団体については使用の3か月前から受け付けるものとする。

3 町長は、第1項に規定する上富良野町福祉バス利用申請書を受理したときは、福祉バスの整備状況及び運行計画の状況等を検討し、利用の可否について申請者に対し通知するものとする。ただし、天災事変等やむを得ない事由が生じたときは、当該運行を取り消すことができる。

(管理整備等)

第6条 福祉バスの運行の事務管理については、保健福祉課長がこれを行う。

2 保健福祉課長は、善良な管理と計画的、効果的な運行を図るため、運行状況の記録等管理上必要な帳簿等備えておかななければならない。

3 福祉バスの運行に従事できる運転手は、当該運行に必要な運転免許を保有する者で、かつ、町職員、運行業務受託事業者従業員その他町長が公用車の運転業務に従事することを認めた者に限る。

(事故の報告)

第7条 福祉バス運行中に事故が発生したときは、当該運転業務に就いている職員又は福祉バス運行業務の受託事業者等は、直ちに保健福祉課長に報告しなければならない。

2 保健福祉課長は、直ちに安全運転管理者（総務課長）を経由し、町長に事故報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 利用料は無料とする。ただし、燃料代及び運転業務委託料、運転手の宿泊費（上富良野町職員の旅費に関する条例（昭和36年上富良野町条例第11号）に定める宿泊料）を除き、通常運行以外に発生する駐車料金、有料道路料金、入場料その他の実費については利用者の負担とする。

(目的外使用)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、第2条から第4条の規定に該当しない利用をさせることができる。ただし、事業目的が親睦又は観光の場合は、

この限りではない。

(1) 町営バス目的外運行又はスクールバスの代替バスとして使用するとき。

(2) 町が主催し、又は所管する団体が実施する事業として使用するとき。

(3) 町内の小学校又は中学校が行う学校教育事業活動として使用するとき。

2 前項の規定による使用は、使用する 10 日前までに第 2 条から第 4 条の規定を満たす目的等（以下「本来目的」という。）による福祉バスの使用見込みがないことを条件とする。ただし、使用する 7 日前までに止むを得ない事情により本来目的による使用予定が発生した場合は、本来目的による使用を優先するものとする。

（その他必要事項）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。